

H-95

民意は検察権力の上に立つ



立花 隆さん

評論家・ジャーナリスト

40年生まれ。東大大学院情報学環特任教授。74年、文芸春秋に「田中角栄研究」を発表。時事問題から先端科学まで手がける。—高波淳撮影

小沢一郎の強制起訴で、日本の司法制度は大きく変わる。日本では、起訴の権限を検察官が独占していた（起訴独占主義）。しかも検察官はその権限を恣意的に行使してよかった（起訴便宜主義）。そこに検察官の絶大な権力の源泉があった。それがつぶされ、検察の恣意的な検察権行使に市民がノーをいえることになった。

これは、裁判員制度によって裁判に民意が導入されたのと、同じくらい大きな変革だ。裁判員制度は、英米の陪審員制度を日本風にしたものといつてよいが、検察審査会による強制起訴の導入は、アメリカの大陪審制度を取り入れたものといえる。ある事件を起訴するかどうかは、抽選で選ばれた陪審員たちが犯罪の輪郭を示す証拠を検察官か

ら教示された上で、議論して決める。要するに、今回の検察審査会と同じだ。

今回の強制起訴に対し、プロの検察官が二度も「起訴せず」と決めたことを、ド素人の集団がひっくり返すのはおかしいという意見がある。これは前時代的な考え方だ。いま世界の司法制度は、滔々（たうたう）とより多く民意を取り入れる方向に向かいつつある。公訴提起の主人公は誰か、国民主権国家では当然ながら国民だ。

かつて検察官は天皇の直属の官吏だった。天皇の名の下に国家を代表し公訴を独占した。しかし、国民主権国家では検察官は国民意思の代行者になる。公訴提起に国民の意思が反映するのは当然だ。

国民主権主義なら起訴の是非も裁判も、検察側と弁護側が陪審員の面前で甲論乙駁を

繰り返す。陪審員が判定を下す。当事者主義こそ本流。日本もその方向に向かいつつある。民意が多数で示されれば、そこに神意が宿って公正な裁きとなる。VOX POPULI VOX DEI（民の声は神の声）が民主主義の基本原理なのだ。

この事件の前半は、捜査現場の検事たちと、検察上層部の検事たちとの間で、小沢起訴をめぐる、激しい論争があった。「絶対勝てる」という120%の証拠が必要」とする検察上層部と、この程度で証拠は十分、あとは法廷で争い裁判所の判断を仰ぐべきだとする現場の検事たちの主張が正面からぶつかり合った。

最終的に検察上層部の意見が勝ち「不起訴」になった。今回の検察審査会の議決は、捜査現場の検察官たちの主張とほぼ同じ。彼らの逆転勝利ともいえる。

検察がなぜこれまで検察審査会の「起訴すべし」の議決を受けて再捜査しても結論を変えなかったのか。検察には「同一体の原則」があり、一度決定を下すと他の者がそれを変えられないのだ。再捜査は形式に終始し、形式的結論を出さざるをえなかった。検察審査会の強制起訴によって事件はようやく原点に戻った。

事件のポイントはただ次の点にかかわる。政治資金収支報告書の不実記載は全部小沢の秘書たちが勝手にやったことで、小沢は何も知らなかったのか否かである。強制起訴の議決がいうように、小沢が何も知らなかったはずがないという証拠と傍証は山のようにある。これは起訴しないほうがおかしい。あとは本気でやる気がある弁護士たちが検察官を代行し、補充捜査をたっぷりしたうえで裁判にのぞむことだ。（寄稿、敬称略）